

千葉県環境保全条例施行規則の一部改正について

1 概要

千葉県環境保全条例（以下「条例」という。）に基づく排水基準は、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく排出規制と同等の効果をを得るため、法の排水基準を準用している。この度、法第3条第1項に基づく排水基準を定める省令が改正されたことから、法の基準に合わせて千葉県環境保全条例施行規則（以下「規則」という。）を改正する。

2 規則の改正案

規則第14条の規定による別表第4に定めた排水基準について、六価クロム化合物に係る許容限度「1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム」を「1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム」に改める。

施行日は、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の施行日に合わせ、令和6年4月1日とする。

別表第4

1 有害物質に係る汚染状態

有害物質の種類	許容限度
(カドミウム及びその化合物 から 鉛及びその化合物 まで 略)	
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム 0.5ミリグラム
(砒素及びその化合物 から 1、4-ジオキサン まで 略)	

「0.2ミリグラム」
に改正する

3 対象施設及び排水基準

- (1) 対象施設：法の適用対象とならない施設のうち、汚濁負荷の大きい施設を市独自の特定施設として規定している。（規則 別表3）
- (2) 排水基準：特定施設を設置する工場・事業場について排水基準を設定しており、法と同等の効果をを得るため法に基づく排水基準を準用している。（規則 別表4）

4 法等の改正

令和6年1月に「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、六価クロム化合物に係る排水基準が 0.5mg/L から 0.2mg/L に改正された。（施行日：令和6年4月1日）

5 その他

環境保全条例とは、千葉県環境基本条例の理念である、

- ・ 良好な環境及び人と自然が共生する環境の確保
- ・ 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築
- ・ 地球環境保全への貢献

にのっとり生活環境の保全等に関する施策や公害防止のための規制等の措置を講じ、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に平成7年10月に公布したものである。本条例は、大気、水質、地質、騒音・振動、悪臭など、環境全般について規制を講じている。